

平成24年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（春季）

ローマ法

1. 万民法とは何か、説明せよ。
2. 転用物訴権（*actio de in rem verso*）について、不当利得返還請求訴権（*condictio*）と特有財産訴権（*actio de peculio*）に言及しつつ、説明せよ。